**平成２５年（フ）第１６２号**
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目616番地　メゾン・ボヌール・舞201号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町南２丁目630番地
債務者　田中　文人
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　伸幸
4　破産債権の届出期間　平成26年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第９４号**
兵庫県西脇市下戸田652番地の２　市営住宅944号
債務者　柚本　玲明
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成26年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２５年（フ）第１３８１号**
京都府南丹市日吉町胡麻法尺谷１番地６
債務者　谷尾　允康
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紀　　啓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第６７号**
兵庫県淡路市久留麻805番地36
債務者　波戸　里枝
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺岡　良祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２５年（フ）第４２８号**
和歌山市井戸121番地
債務者　山本　聖二
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第２２３１号**
横浜市旭区左近山448番地の３　左近山団地９街区13棟502号
債務者　堀崎　秀雄
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１４２７号**
京都市右京区鳴滝本町23番地14
債務者　京呉服やつがこと　八ツ賀英樹
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　立至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第８８６号**
神戸市長田区五番町３丁目７番地の１　市住33―505号
債務者　岡本　貞美
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　亜紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２０１号**
秋田市土崎港西２丁目12番48号　１―301、前住所秋田市将軍野桂町16番18号
債務者　青山　　仁
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　裕幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１２６号**
山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤5025番地
債務者　田中耕太郎
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２５年（フ）第１２７号**
山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤5025番地
債務者　田中　耕蔵
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２５年（フ）第１１０６号**
広島市西区南観音８―12―26―202、住民票上の住所広島市佐伯区杉並台15番地12
債務者　福岡　　愼
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　聖史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第９７号**
熊本県八代市妙見町2394番地２
債務者　上森　絹子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立山　秀彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
熊本地方裁判所八代支部

**平成２５年（フ）第４９４号**
大分県由布市挾間町東院1754番地87
債務者　瀬戸　健太
1　決定年月日時　平成26年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　芳英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第２１２号**
神奈川県横須賀市田浦町５丁目25番地７
債務者　伊藤ネイディーこと　ＩＴＯ　ＮＥＩ　ＤＥ　ＦＥＲＲＥＩＲＡ　ＲＯＳＡ
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第４４号**
香川県三豊市三野町下高瀬1507番地10
債務者　植松　眞二
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
高松地方裁判所観音寺支部